

管理施設及び用地除草業務委託仕様書

1. 目的

本仕様書は、佐賀東部水道企業団管理施設及び用地の除草業務に適用する。受託者は、本業務の公共的使命を念頭において、本業務の一切を誠実に履行しなければならない。

2. 業務委託対象施設

- (1) 北茂安浄水場(みやき町大字江口3986-1)
- (2) 白壁中継ポンプ場(みやき町大字白壁字皿山3949-6)
- (3) 中原調整池(みやき町大字簗原字目明谷4370-26)
- (4) 西淵分水所(佐賀市兵庫町大字西淵1847-9)
- (5) 電防市原排流所(みやき町大字白壁1814-1番地東)
- (6) 北川副減圧弁室(佐賀市南佐賀2丁目16-5地東)
- (7) お茶屋の堤管理道路(みやき町大字白壁4292-1)
- (8) 西溝水源地(神崎市神埼町大字枝ヶ里133-2)
- (9) 三根西部水源地(みやき町大字東津1458-1)
- (10) 仁比山圧送所(神崎市神埼町)
- (11) 石動圧送所(吉野ヶ里町松隈225-3)
- (12) 山田圧送所(みやき町大字簗原2931)
- (13) 旧三養基営業所(みやき町大字東尾3139-1)
- (14) 神埼大横橋(神崎市神埼町本告牟田1208-1地先)

3. 施工時期

各作業は、天候及び育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう監督員と協議のうえ進めること。

4. 芝刈

- (1) 刈り込みは芝生地内にある樹木、株物、施設等を破損しないよう注意し、刈りむら又は刈り残しのないよう均一に刈り込む。
- (2) 機械刈りについては、機械の排出口を建物や人の方向に向けないようにし、作業中の安全に注意する。
- (3) 樹幹部及び低木等の植え込み内に侵入した芝生は取り除く。

5. 除草

- (1) 低木内の除草については、根を残さないよう根ごと取り除く。
- (2) 除草した雑草は、毎日指定個所に集積し、除草後は清掃する。
- (3) 集積した雑草の処分は、監督員の指示する場所で処分する。

6. 報告書等の整備

受託者は、契約締結後直ちに、年間作業計画書を作成し提出すること。また、作業日、作業箇所及び内容、作業人員、作業前後の写真、業務内容を記録し明らかにしておかなければならない。

7. 検 査

受託者は、主要な作業完了後、企業団の監督員又は施設管理者の検査確認を受けること。

8. 特記事項

- (1) 北茂安浄水場正門の周囲及び管理本館周囲に関しては、特に入念な環境整備を行い、雑草のない状態を保ち、修景性を高く維持する。
- (2) 作業にあたっては、対象植物の特性、活力及び環境条件等を十分理解し細心の注意をもって作業を行い、その目的を達するよう努めること。
- (3) 北茂安浄水場は敷地内に降り注ぐ雨水を取り込んで処理しているため、敷地内の側溝等に剪定屑、刈芝及び刈草等が残留し、雨水とともに工程に流れ込んだ場合、浄水機械（ポンプ）が故障し、重大な問題と成り得る。このため、作業後は側溝内に限らず、刈り屑の収集は即日、丁寧に行うものとする。
- (4) 北茂安浄水場は、**場内（フェンス内側）は年4回（一部年5回）、場外（フェンス外側）は年2回（一部年4回）**施工し、刈込高は1～2cmとする。
また、管理本館周囲及び正門東西（フェンス外法面）の芝地は景観を維持すべく、刈込高は1～2cmとする。天候及び育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるように施工する。
- (5) 白壁中継ポンプ場は年2回、草刈を実施する。雑草繁茂を最小限に抑えられるよう適切な時期に施工する。
- (6) 中原調整池、西渕分水所、電防市原排流所、北川副減圧弁室、お茶屋の堤管理道路、西溝水源地、三根西部水源地、仁比山圧送所、石動圧送所、山田圧送所、旧三養基営業所、神埼大横橋の除草は機械により年3回行う。雑草繁茂を最小限に抑えられるよう適切な時期に施工する。
- (7) 管理施設内には、配管及び配線が埋設されているため、草刈前に施設管理者と確認を行うこと。
- (8) 除草剤などの薬剤散布をしないこと。
- (9) 芝刈り、除草後の処分は、原則として持ち出し処分とする。
- (10) 白壁中継ポンプ場近隣（進入道路等）で地区行事による除草作業に参加要請があった場合は、参加すること。

以上